

〈巻頭言〉

## 地方衛生研究所への期待

長田 泰公

厚生省は本年1月、公衆衛生審議会・総合部会に、地域保健の総合的な見直しの基本的な考え方(案)を提示する。これをもとに研究会を設け、今年なかばには報告書を得て、法制度の改正に進む方針という。この考え方では、(1)市町村の保健事業の強化と保健センターの位置付けの明確化、(2)保健所の総合的、技術的拠点化のための整備と対人、対物保健サービスの強化、(3)保健、医療、福祉の連携、(4)マンパワーの確保、(5)地域保健の体系化、が挙げられている。これは平成元年にまとめられた地域保健将来構想検討会の報告書の提言、すなわち対人保健サービスにおける市町村の役割強化、これに対する保健所の専門的、広域的サービス機能の向上、という方向の具体化である。いま流行の言葉でいえば、地域保健のリストラ(リストラクチュアリング、再構築)である。保健所の再編はその要(かなめ)といえそうだ。それにしても保健所は、保健行政の変革の節目ごとに重要な役を与えられてきた。近くは、結核・感染症サーベイランス事業でも、地域保健医療計画事業でも、そして今度の見直しでもそうである。それにひきかえ地方衛生研究所(地研)は、このような変革のなかで何を期待されているのであろうか。またしても置き去りにされたという感を抱くのは当の地研職員だけではないであろう。

毎年の衛生部長会議での本省指示のなかで、地研の充実強化が述べられない年はないが、その内容はほぼ決まっている。それはつねに試験検査機関としての役割であり、せっかく昭和51年の通達で、従来の検査、研究、指導のほか、情報解析・提供が加えられたにもかかわらず、指示のなかでは研究・指導の面に触れられず、まして保健情報システムのなかでの位置付けはいまだに明確ではないのである。昭和62年に結核・感染症サーベイランス事業がオンライン化され、都道府県、保健所をふくめ全国ネットワークが構成されてきているのに、地研はキーステーションの一つに位置付けされていない。言葉の上だけでなく、真に地研の強化充実をいうのであれば、保健所と同じように設置法を作り、広域保健・地域保健のなかでの役割を明確にすべきであろう。今回の地域保健の総合的な見直しを機会に、ぜひ取り上げてほしいとおもう。地研はそれに応えるに十分な人材、技術をそなえている。

以上のことは地研協議会が長年議論してきたことであり、その実状や今後の在り方についての具体的な構想も検討されている。今回の地域保健の見直し事業にぜひ反映させる必要がある。その意味で本誌の今回の特集はまさに時に時宜を得た企画であり、地研の切実な状況が理解されるのに役立つであろう。どこも改革、見直しばやりの昨今であるが、自らの将来は他人まかせにはできない。地研自身の積極的な発言、行動に期待したい。

---

(前国立公衆衛生院長、共立女子短期大学教授)